下記のとおり、認証の業務を行う事務所の所在地を変更したいので、産業標準化法第46条（第55条第２項において準用する第46条）の規定に基づき、届け出ます。

記

１　変更しようとする事務所の名称、所在地及び電話番号
２　変更の予定期日
３　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　１は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
３　登録証を添付すること。

様式第11（第28条関係）

業務規程（変更）届出書

年　月　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第47条第１項（第55条第２項において準用する第47条第１項）の規定に基づき、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

記

１　変更の内容
２　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　１及び２は、業務規程の変更の場合に記載すること。

様式第12（第29条第１項関係）

業務休止（廃止）届出書

年　月　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第48条（第55条第２項において準用する第48条）の規定に基づき、認証の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする認証の業務の範囲
２　休止（廃止）の予定期日
３　休止の期間
４　休止（廃止）の理由

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項、第五条第一項、第四項及び第七項、第七条第一項、第四十一条第一項及び第三項並びに第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考７を削る。
様式第二中「㊞」及び備考６を削る。
様式第三中「㊞」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。
様式第四中「㊞」及び備考６を削る。
様式第五中「㊞」及び備考３を削る。
様式第六中「㊞」及び備考６を削る。
様式第七中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。
様式第八中「㊞」及び備考５を削る。
様式第九中備考７を削り、備考８を備考７とし、「㊞」を削る。
様式第十中備考４及び「㊞」を削る。
様式第十一中「㊞」及び備考５を削る。
様式第十二中備考６を削り、備考７を備考６とし、「㊞」を削る。
様式第十三中「㊞」及び備考５を削る。
様式第十四中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。
様式第十五及び様式第十六中「㊞」及び備考４を削る。
様式第十七中「㊞」及び備考３を削る。

（有害性情報の報告に関する省令の一部改正）

第二条　有害性情報の報告に関する省令（平成十六年経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第１及び様式第二中「氏名又は名称及び法人にあっては、印」を「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。